

# 建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この評定要領は、鳥取市工事検査規程（昭和61年5月16日鳥取市訓令第8号。以下「工事検査規程」という。）第13条の3に基づき工事成績に必要な事項を定め、もって厳正な採点を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は鳥取市建設工事執行規則（昭和61年4月1日鳥取市規則第11号）第1条に規定する建設工事を対象とする。

(評定者)

第3条 建設工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、工事検査規程に定める検査員（以下「検査員」という。）及び鳥取市建設工事執行規則に定める監督員とする。

(1) 請負設計金額（最終的な設計金額をいう。以下「設計金額」という。）が500万円以上の工事

第一次評定者 一般監督員、主任監督員及び総括監督員

第二次評定者 検査員

(2) 設計金額が130万円を超え500万円未満の工事

第一次評定者 一般監督員及び総括監督員

第二次評定者 検査員

ただし、当初契約金額が130万円以下の場合は、次号により評定するものとする。

(3) 当初契約金額が130万円以下の工事

評定者 事業担当課において別途定める検査員

(評定の方法)

第4条 評定は、工事検査規程第7条により定めた鳥取市工事検査基準により実施した検査を基に評定するものとする。

2 完成検査の評定は、一般土木工事の場合にあつては、工事成績評定の考査項目別運用表（様式土3-1、土3-2①から土3-2④まで、土3-3①、土3-3②、土3-4(1)、土3-4(2)、土3-5(1)から土3-5(29)まで、土3-6①から土3-6⑦まで、土3-7から土3-11まで、土3-12①及び土3-12②）に基づいて実施し、工事成績採点表(完成)（様式土2-1又は土2-2）により採点を行うものとし、併せて項目別評定点（様式土1-1又は土1-2）を作成するものとする。

3 完成検査の評定は、建築・設備(建物に付属する設備)工事関係の場合にあつては、工事成績評定の考査項目別運用表（様式建3-1-①から⑨まで、建3-2、建3-3-①から⑥まで、建3-4-①、建3-4-②及び建3-5から7まで）に基づいて実施し、工事成績採点表(完成)（様式建2-1又は建2-2）により採点を行うものとし、併せて項目別評定点（様式建1-1又は建1-2）を作成するものとする。

4 当初契約金額が130万円以下の工事の完成検査の評定は建設工事(130万円以下)検査チェックリスト(検査員)(以下「130万円以下検査チェックリスト」という。)(様式2-4)に定める項目について実施し、工事成績採点表(完成・中間)(様式2-3)により採点する。

5 中間検査の評定は、契約金額にかかわらず第4項に準じて行う。

(評定の提出)

第5条 第一次評定者は、工事が完成したとき、前条の考査項目別運用表及び工事成績採点表(完成)に必要な事項を記載し、第二次評定者に提出する。

2 第二次評定者は、第一次評定者から提出された前項の書類に必要な事項を記載し、評定点を算出するとともに、工事成績を決定の上、検査復命書に添付する。

3 当初契約金額130万円以下の工事の評定者は、検査が完了したとき、130万円以下検査チェックリスト(様式2-4)に必要な事項を記載し、工事成績採点表(完成・中間)(様式2-3)に自ら行った評価を記入し、工事成績を決定の上、検査復命書に添付する。

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

昭和61年5月16日からの施行要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。